



大阪市企業人権NEWS

第42号

発行：大阪市企業人権推進協議会 / 〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

会長就任にあたって

大阪市企業人権推進協議会
会長 中田 将稔



今年、6月24日、住友電気工業株式会社の異動に伴い、賀須井より当協議会会長の任を引き継ぐこととなりました中田でございます。

会員企業の皆さまにおかれましては、平素より当協議会の事業運営や活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。当協議会の今年度の事業はおかげをもちまして計画どおり進捗しておりますが、新型コロナウイルス感染症が未だ収束に至っていないなか、今後とも引き続き細心の注意を払い事業を実施していく所存であります。

さて、ここ最近の人権に関連する事象等について概観いたしますと、一昨年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症については、残念ながら、感染者や、エッセンシャルワーカー、そのご家族への誹謗中傷、風評被害など、いわゆる「コロナ差別」が拡大し、また、ワクチン接種が進むなか、接種の強制や、接種を望まない人への差別的な扱い「ワクチンハラスメント」が見られるなど、現在においても誤解や偏見等から新たな差別が生起するという憂慮すべき現実が明らかになりました。

また、昨年開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、「性的指向を含む『いかなる種類の差別』をも禁じる」とするオリンピック憲章のもと、LGBTの方々と、その差別の解消に向けて関心が高まり、また、障がい者については「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」等に焦点があたりました。

企業活動に直結するところでは、「改正労働施策総合推進法」により、今年4月1日から、中小企業においても職場におけるパワーハラスメント対策

が義務化され、同じく4月に改正された育児・介護休業法では、今年10月から産後パパ育休(出生時育児休業)が創設され、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務化され、また、現在は、ウクライナ問題やコロナ禍における外国人労働者に関連して、難民と外国人の就労についての関心が高まっています。

こうした潮流のもと、さらには、SDGsをはじめとする多くの国際的な取り組みや基準、法律により、人権の尊重がますます強く求められています。企業としては、サプライチェーンを含む自らの事業活動においてあらゆる人びとの人権を尊重し侵害する動きに与さないこと、人種・民族・国籍・宗教・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無などに関係なくキャリアの機会を提供し、ダイバーシティを推進していくことが重要であり、トップをはじめ従業員全員が、このことをしっかり理解・認識するとともに、一人ひとりが人権問題を自らの問題として捉え、人権を守る行動につなげていける力をつけることが求められているといえます。

今後とも、当協議会の設立目的である「企業市民の立場から人権啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資する」をあらためて強く認識し、人権尊重に向けた諸施策を着実に推進すべく、尽力してまいります所存でございます。

会員の皆さまや大阪市をはじめとする関係機関、関係団体の皆さま方には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

- ① 啓発研修会、講演会の開催
- ② 人権情報の発信
- ③ 研修企画、資料、教材の紹介
- ④ 地域における各種啓発事業への協力
- ⑤ 就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回覧

経営層人権啓発講座を受講して

講演Ⅰ テーマ：外国人労働者受け入れの現状と課題～人権の視点から考える～

講師：一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪） 研究員 藤本 伸樹さん



外国人技能実習制度は、主に開発途上国の労働者を一定期間日本で受け入れ、技術や知識を学んでもらい、本国の発展に生かしてもらうことを目的とした、「国際協力・貢献」のための制度であるが、現在では、日本の労働者不足を補うための制度という側面は否めない現状であると思った。

1980年代以降「経済大国」への道を進む日本では、人手不足の分野が出現し、アジア諸国からの労働者が増加したが、ほとんどが観光目的の短期滞在資格であったため、オーバーステイによる不法滞在の労働者となった。そして、法的保障がないことを逆手に取った雇用主による賃金不払いや暴力など労働者の権利侵害が頻発した。

その後、入管法や外国人研修生制度、研修・技能実習制度などが新設・改定されていくが、幾度となくマスコミ報道される悪質な事業者や斡旋・転職ブローカーの存在も知り、根深く解決に相当な時間がかかる難しい問題と感じていた。

しかし講演をお聞きし、「外国人の技能実習の適正な

実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行(2017年11月)と、外国人技能実習機構の設置や労働基準法違反に対する報告義務化は、全ての技能実習生の保護、労働環境の改善に確実につながる施策であり、課題はあるが着実な前進を感じることができた。

現在、多くの企業でビジネスと人権への取り組みが加速しているが、人権デューデリジェンスへの取り組みの中で、全ての企業がビジネスパスポート※を持つ社会が実現すれば、この問題の解消にも繋がっていくことが理解できた。

21世紀に入り超高齢社会を迎えた日本は、生産年齢人口が減少しており、今日の経済規模を維持してゆくためには、多くの外国人労働者を受け入れなければならない状況にある。外国人労働者の受け入れ体制と将来の日本社会のあり方が問われていると強く感じた講演でした。

※ビジネスパスポート：人権に配慮した活動を推進する企業こそビジネスに参画する資格がある

広報企画委員会 担当副会長 上田 治樹

講演Ⅱ テーマ：夢と絆

講師：新潟産業大学経済学部 准教授 蓮池 薫さん



最近の世界情勢のトップニュースとして、ロシアによるウクライナ侵攻があり、戦争は言わずと知れた最大級の人権侵害事件ですが、北朝鮮による拉致事件も、戦争と比べ被害者の数が少ないだけで、ひとりひとりの被害者にとっては同じレベルの酷い人権侵害事件であるということを改めまして思い知らされました。また、北朝鮮の当時の内情や拉致されていた方々の状況など、よくここまでのお話をしていただけたということも強く感じたことであり、これは、蓮池さんの想いがそれだけ強いものであったためだとも感じることができました。

また、講演タイトルの「夢と絆」という言葉に託された蓮池さんの想いをお聞きすることができましたが、このタイトルに込められた想いの重さに冒頭より引き付けられました。「夢や希望」を奪われて生きる24年間とはどのようなものであったのか？ また、日本の家族に連絡することもできないがんじがらめの状況の

中で、「絆」を感じる事ができない毎日を生きるの意味とは？ など、平凡な毎日過ごす身としては、深く考えさせられるものでありました。日本に帰ることができた蓮池薫さんを始めた5名の方々が「夢と絆」を感じられる日々を過ごせていれば、不幸中の幸いだと思ひますし、そうあつてほしいと思ひました。

併せて、未だに北朝鮮に拉致されたままの方々が、今なおいらっしゃり、「夢と絆」を感じられない状況で生活されていることを思うと、日本という国家が何かできないものかともどかしさを感じるとともに、蓮池さんたちが帰国されて20年の歳月が過ぎ、いつの間にか、北朝鮮による拉致事件が過去のものになりつつある自分自身を反省させられました。

普段なかなかお聞きすることができない内容の講演をしていただいた蓮池薫さんに感謝したいと思います。

広報企画委員会 担当副会長 村田 俊哉

区支部活動紹介

各区支部(24区支部)では、地域と密着・連携し地域特性に応じた講演会、研修、施設見学会などさまざまな啓発活動に取り組んでいます。
今号では、6月から7月にかけて開催された定時総会記念講演会と大阪市内の区役所単位で5つのブロックに分かれて開催している「労務・人権啓発ブロック別講座」を紹介します。

■定時総会記念講演会

ブロック	支部名	テーマ	備考	
A (5区支部)	北区	激変する社会と企業経営～IT革命の進化と国際的動向をふまえて～		
	都島区	—		
	旭区	パワハラ防止とメンタルヘルス		
	淀川区	判例・指針等からパワハラの境界線を考える		
	東淀川区	ハラスメント社内相談対応の基本を学ぶ		
B (7区支部)	福島区	ハラスメント防止におけるアンコンシャス・バイアス ～無意識の偏見とハラスメントの関係を考える～	3区合同	
	此花区			
	西淀川区	職場におけるパワハラ防止とメンタルヘルス対策		
	西区			
	浪速区			企業と人権～SDGsから人権を考える～
	港区			ハラスメント防止の今～最新の状況とアンコンシャスハラスメント®～
大正区	職場におけるパワハラ防止とメンタルヘルス対策			
C (1区支部)	中央区	インターネットと人権		
D (5区支部)	天王寺区	日本で暮らす～企業で働く外国人～		
	東成区	メンタルヘルス研修～企業と上司の実務対応～		
	生野区	—		
	城東区	女性活躍推進研修～女性社員をより戦力化するヒント～		
	鶴見区			
E (6区支部)	阿倍野区	ダイバーシティ研修～アフター・ウィズコロナ時代のダイバーシティ推進～		
	住之江区	—		
	住吉区	企業と人権～SDGsから人権を考える～		
	東住吉区	パワハラ防止とメンタルヘルス～気づいて防ぐ職場のパワハラ～		
	平野区	企業におけるパワーハラスメントの防止		
	西成区	職場におけるパワハラ防止とメンタルヘルス対策		

■労務・人権啓発ブロック別講座




ブロック	開催日・期間	テーマ
A	11月17日(木)	I. 企業とLGBTQ～多様性を認め合う職場づくり～ II. 会社を、社会をユニバーサルデザインに
B	12月2日(金)	I. 障がい者の人権について 基本的理解を深める II. 南海トラフ地震を見据えた地域コミュニティでの対策 ～東日本大震災の教訓を踏まえた大阪での津波避難～
C	10月6日(木)	I. 外国人の人権～職場における外国人差別と人権侵害をなくすために～ II. 全国水平社創立100年の運動から学ぶ
D	1月10日(火)～27日(金) (オンライン)	I. 尊敬しあえる社会へ～水平社100年から考える部落問題～ II. 多文化共生時代の外国人の人権と企業に求められる取り組み ～外国人雇用による持続可能な経営にむけて～
E	2月6日(月)～24日(金) (オンライン)	I. 女性活躍推進の現状と課題 II. 障がい者問題に関する人権課題(仮題)

※Dブロック、Eブロックの講座開催概要につきましては、ホームページなどでご案内します。



人権研修に使える新着DVDを購入しましたので、ご紹介します。是非ご活用ください。「啓発ビデオ・DVD」の貸出しを希望される場合は、当協議会ホームページの「人権啓発DVD はコチラ」からお申込みください。

貸出しは無料です

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
知りたいあなたのこと3 きこえない人の生活・気持ち (2022年) 	私たちは、「音のない世界」を一体どこまで想像できているのでしょうか?耳の聞こえない・聞こえにくい方々は、人知れず不安や困りごとを抱えながら生活を送っています。ですが、彼ら彼女らは障がいを持っていることが周囲から分かりにくいいため、困っていても周囲にはなかなか伝わりません。この作品では、彼ら彼女らは一体どんな場面で困っているのか?どんな配慮が求められているのか?聴覚に障がいを持つ方々の話を通じて、私たちにできる配慮を共に考えてゆく内容になっています。	21分
想いの`架け橋、になる 公正な採用選考のために (2022年) 	採用選考は、応募者と企業の想いを結ぶ`架け橋、と言えます。その両者をつなぐ採用選考の場においては、応募者の人権を尊重し、広く門戸を開くことが大切です。また、適性と能力をはかる適切な評価基準をつくることも重要です。この作品は、人事部に配属された新入社員が、上司の指導や同期入社との社員と心の交流をしながら、採用選考の基本を身に付けていく成長のものがたりです。新入社員の視点を通じて採用選考を学ぶことができる内容になっています。	28分
パワーハラスメント 今こそ被害根絶へ ~パワハラ防止法で 義務付けられたこと~ (2021年) 	職場でのパワーハラスメントが年々増加し、その被害がなかなか減少しない状況の中、「改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」が施行され、2022年4月から全ての企業を対象に適用となりました。罰則は盛り込まれませんでした。必要であると認めるときは、事業主に対する助言、指導または勧告がなされます。この作品は、パワハラはなぜ起きるのか、パワハラの実行者・被害者、そして傍観者の三者の立場・視点をドラマ事例で取り上げ、パワハラとは「コミュニケーションのズレ」が問題であることを浮き彫りにし、パワハラを解決するためのヒントを学べる内容になっています。	23分

スケジュール

これからの予定

12月2日	労務・人権啓発ブロック別講座(B)
12月4日~10日	人権週間
12月15日	第2期人権リーダー養成講座(第III講座)
12月15日~16日	公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修
1月10日~27日	労務・人権啓発ブロック別講座(D)【オンライン】
1月19日~20日	人権啓発研究集会(さいたま市)
1月23日~24日	公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修
1月26日	第3回本部幹事会
2月6日~24日	労務・人権啓発ブロック別講座(E)【オンライン】
3月8日~9日	公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」主催及び大阪市受託事業

ただいま、会員募集中!

現在、当協議会では、会員を募集しています。当協議会には、大阪市内の約2,550事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを行っています。


貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介します。当協議会は「事業所」単位で入会していただいております。取り組みの“輪”を更に大きなものとしていくために、今一度ご確認の上、本社が入会されていても、支店が入会されていない場合や支店が入会されていても本社が入会されていない場合には、是非ご入会いただきますようお願いいたします。


※入会の手続きは、当協議会ホームページの入会のご案内から行うことができます。

<http://www.oc-jinken.org>

ただいま、友だち募集中!

当協議会はLINE公式アカウントをはじめています! ホームページ、人権啓発講座開催、人権情報などをご覧ください。


友だち追加ID @115fjdvu QRコード 



LINE@
友だち募集中。

事務センター/
〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

<http://www.oc-jinken.org>



(本誌は再生紙を使用しています)